

# 法務マスター研修

## 研修のねらい

- 自治体職員に求められる法務能力を基礎から身につけます。
- 多種多様な科目を学ぶことで、法務の実践力を鍛えます。
- 分権時代の自治体職員として、法を使うセンスを養います。

## 期 日

【第1日目】	4月23日(木)	【第11日目】	7月 9日(木)
【第2日目】	5月13日(水)	【第12日目】	7月10日(金)
【第3日目】	5月14日(木)	【第13日目】	7月30日(木)
【第4日目】	5月15日(金)	【第14日目】	7月31日(金)
【第5日目】	6月 4日(木)	【第15日目】	8月21日(金)
【第6日目】	6月 5日(金)	【第16日目】	8月28日(金)
【第7日目】	6月18日(木)	【第17日目】	9月 4日(金)
【第8日目】	6月19日(金)	【第18日目】	9月18日(金)
【第9日目】	6月24日(水)	【第19日目】	<del>10月 2日(金)</del> →10月 5日(月)
【第10日目】	7月 8日(水)	【第20日目】	<del>10月16日(金)</del> →10月19日(月)
		【第21日目】	<del>11月 6日(金)</del> →11月 5日(木)

※ 集合時間:1日目 9時45分 2日目以降 9時30分 3・4日目 9時00分

## 研 修 会 場

自治研修所 7階 703研修室 ほか

## 対 象 者

法務事務リーダー  
として意欲のある  
職員(所属は問わない)

## 計 画 人 数

13人

## 講 師

大学教員 及び  
学識経験者

## 研修の概要

地方分権の進展に伴い、「自己決定・自己責任」の原則による行政運営が求められています。そのような中で地方自治体職員には、法令解釈能力や立法能力がますます必要となります。このため、法令の基礎知識から実務的な法務スキルに至るまで、様々な角度から法と行政について学び、分権時代の行政職員として活躍する法務事務リーダーを養成します。

## タイムスケジュール

	9:30	9:45	10:00	12:00	13:00	16:30
【1日目】		開講 OR	法令基礎	休憩	法令基礎	
【2日目】	9:30		法制執務	12:00 休憩	13:00 法制執務	
【3日目】 9:00開始			法制執務	休憩	法制執務	
【4日目】 9:00開始			法制執務	休憩	法制執務	
【5日目】			行政法	休憩	行政法	
【6日目】			行政法	休憩	行政法	
【7日目】			行政争訟	休憩	行政争訟	
【8日目】			行政争訟	休憩	行政争訟	
【9日目】			政策法務	休憩	政策法務	
【10日目】			訴訟実務	休憩	訴訟実務	
【11日目】			訴訟実務	休憩	訴訟実務	
【12日目】			訴訟実務	休憩	訴訟実務	
【13日目】			政策法務	休憩	政策法務	
【14日目】			政策法務	休憩	政策法務	
【15日目】			条例案作成演習	休憩	条例案作成演習	
【16日目】			条例案作成演習	休憩	条例案作成演習	
【17日目】			条例案作成演習	休憩	条例案作成演習	
【18日目】			条例案作成演習	休憩	条例案作成演習	
【19日目】			条例案作成演習	休憩	条例案作成演習	
【20日目】			条例案作成演習	休憩	条例案作成演習	
【21日目】			条例案発表	休憩	総括・講評	

### ■ 受講生の声

- ・ 行政的課題を見つけ、解決策を検討する流れを、実例を交えながらの講義で説明してくれたので理解できた。
- ・ 法制執務では、条例の体裁、文言の使い方など、分かりやすい講義だった。
- ・ 長期にわたる研修でしたが、グループワークに割く時間が多く、内容をとてもよく理解できた。

(平成25年度のアンケート結果による)

### ■ 茨城県自治研修所 市町村研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階  
TEL029-303-1326 FAX029-233-1031  
E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp

### ■ 交通アクセス

- ・ 水戸駅南口から徒歩約10分
  - ・ 研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)から徒歩約10分
- 詳しくは当研修所HPを御覧ください。  
<http://www.ibaraki-jichiken.jp>